

日本腎病理協会会則

第一章 総則

- 第1条 本会は“日本腎病理協会”と称する。
- 第2条 本会の事務局を国立病院機構千葉東病院 臨床研究センターに置く。
住所：〒260-8712 千葉市中央区仁戸名町 673
事務局担当： 北村 博司
Tel： 043-261-5171 Fax： 043-268-2613
E-mail: hkitamu@cehpnet.com

第二章 目的および事業

- 第3条（目的） 腎臓病学(nephrology)を専門とする病理医により主に構成され最新情報を意見交換し、腎生検の普及、腎生検組織診断の向上と臨床への還元、腎病理医とくに若手の育成を通じて、日本の腎不全対策に貢献する。
- 第4条（事業） 本会は第3条の目的を達成するために、次の内容の事業を行う。
(1) 腎炎・ネフローゼ症候群・腎移植等の病理に関する基礎研究・臨床研究・症例検討を呈示し、意見交換する。
(2) 講師による特別講演。
(3) 腎生検病理診断支援システムの設置。
(4) その他、本会の目的達成のために必要な諸事業。

第三章 会員

- 第5条（会員） (1) 本会の会員は正会員および賛助会員とする。
(2) 正会員は、腎生検病理診断に携わるもので、本会の目的に賛同して本会の事業に参加・協力し、世話人の推薦を得て、世話人会にて承認された者とする。
ただし、認定病理医は推薦者を必要としない。
賛助会員は本会の目的に賛同し、かつ、その事業を援助する法人または個人のうち、世話人会にて承認された者とする。
(3) 会員は次の事由によってその資格を喪失する。
①退会を申し出たとき
②死亡したとき
③会費を3年以上滞納したとき

④除名されたとき

第四章 役員・運営

- 第6条（役員）
- 1) 本会に次の役員を置く。
 - (1) 顧問（若干名）：本会の運営に助言を与える。
 - (2) 代表世話人（1名）：本会を代表して総括する。
 - (3) 副代表世話人（3名以内）：代表世話人を補佐し、代表世話人に事故ある時は、その職務を代行する。
 - (4) 世話人（若干名）：本会の運営に関する事業を審議する。
 - (5) 常任委員（若干名）：本会の事業を担当・執行する。
 - (6) 会計監事（2名）：本会の会計を監査する
 - 2) 本会の役員は任期を3年とする。但し再任を妨げない。

- 第7条（世話人）
- (1) 代表世話人は、世話人会で世話人より互選する。
 - (2) 副代表世話人は代表世話人が指名し、世話人会で承認する。
 - (3) 代表世話人は年1回以上、必要に応じて世話人会を召集する。

- 第8条（常任委員会）
- (1) 常任委員会は、代表世話人、副代表世話人及び常任委員をもって組織する。
 - (2) 常任委員会は代表世話人がこれを召集する。
 - (3) 常任委員には、企画委員会、学術委員会、財務・広報委員会の委員長、副委員長を含む。
 - (4) 委員の2名以上から会議開催の請求があったときは、代表世話人は、委員会を召集しなければならない。

- 第9条（学術集会）
- 学術集会は世話人の中から学術集会当番世話人を選出し、学術集会当番世話人は原則として年1回以上、当番世話人の責任において学術集会を開催する。

第五章 会計

- 第10条（財務）
- 本会の会計は会費、参加費、賛助会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- (1) 会費：年会費を3,000円とし、年1回の学術集会参加時に参加費とあわせて徴収する。
 - (2) 賛助会費：一口30,000円とする。

- 第 11 条（会計業務） 会計業務は財務・広報委員会（財務担当者）が行う。
- 第 12 条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第六章 会則

- 第 13 条（改定） 会則の変更は世話人会において討議し、会員の 3 分 2 以上の同意を得て改定できる。
- 第 14 条（施行） 本会則は 2003 年 5 月 1 日より施行する。
- 第 15 条（改定） 本会側は 2009 年 4 月 1 日に一部改定される。
（第 1 章、 第 2 条）
- 第 16 条（改定） 本会則は 2009 年 6 月 5 日に一部改定される
（第 5 条、第 6 条、第 7 条）
- 第 17 条（改定） 本会則は 2010 年 6 月 16 日に一部改定される。